

平成28年8月18日
道 路 局

踏切法等一部改正法（H28・3成立）の関係政省令の整備に関する パブリックコメントについて

国土交通省は、8月18日より、本年3月31日に成立した「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成28年法律第19号）」の施行に必要な手続等を定めるため、関係政令案及び関係省令案のパブリックコメントを開始します。

本年3月31日に成立し、同日に公布された「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成28年法律第19号）」により、道路法等が改正され、以下の事項に係る改正部分が公布の日から6ヶ月以内で政令で定める日から施行されることとなりました。

- ・ 違法放置等物件に係る対策の強化関係
- ・ 立体道路制度に係る国有財産法等の特例関係

当該改正部分の施行に当たり、当該改正部分における政省令への委任事項に関する規定の整備やその他の所要の改正を行います。

つきましては、標記について、広く国民の皆様からのご意見を賜るべく、パブリックコメント（意見公募）を開始しますので、皆様にお知らせ致します。

1. 改正の概要

別紙のとおり

2. 意見募集の期間

平成28年8月18日（木）から9月16日（金）まで（必着）

※ パブリックコメントの詳細については、電子政府の総合窓口（e-Gov）中「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄をご参照下さい。

問い合わせ先

国土交通省道路局路政課 企画専門官 濱崎 真也（内線37-332）
路政課道路利用調整室 課長補佐 樋口 陽介（内線37-362）
代表番号：03-5253-8111 FAX：03-5253-1616
直通番号：03-5253-8480（路政課本課） 03-5253-8481（道路利用調整室）